

大阪府告示第324号

大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第11条第1項の規定により、同条例第73条第1項第1号から第3号までに掲げる自動車の同条第2項の規定による自動車税の種別割の減免（証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては、その税額を納付することとされている際に申請するものを除く。）に係る申請（その期限が令和5年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を同月30日とする。

令和5年3月22日

大阪府知事 吉村 洋文